

練馬区農業委員会とは

主に農地法に基づく許可や届け出の受理等を行う業務、農業に関する相談や調査を行っています。その他農地パトロールの実施による営農状況の確認など都市農地の保全にも積極的に取り組んでいます。

委員の主な職務

①各種証明審議のための現地調査

→納税猶予農地の定期的な現地調査・
相続が発生した農地の現地確認。

②毎月開催の総会における協議・議決

→農地の売買や貸借の許認可および農地
相続に関する各種証明等の審議など。

③農地パトロール

→遊休農地の発生防止のために生産緑地
が適切に管理されているかを確認。



その他「農業委員会だより」の作成や他自治体への視察等あり。

第26期農業委員会委員の募集について

＜応募・被推薦資格＞

- ①農業に関する識見を有する方。
- ②農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる方。
- ③農業委員の任命を予定する日において、練馬区に勤務する一般職の職員でない方。

＜募集人数＞ 16名

＜任期＞ 3年（令和8年7月30日～令和11年7月29日）

＜募集方法＞ 応募または推薦

＜募集期間＞ 令和8年2月21日(土)～令和8年3月23日(月)

＜報酬額＞
会長 月額51,200円
副会長 月額39,700円
委員 月額31,400円（いずれも別途法定控除あり）

※上記内容について、一部変更となる場合があります。



令和8年 令和8年 令和8年 令和8年
2月21日 3月23日 6月上旬 7月30日

募集・推薦の開始

募集・推薦の締切

応募者への結果通知

農業委員任命